

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高齢受給者証の交付等
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第7条の4第1項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）であつて、当該被保険者に係る資格確認書（一部負担金の割合が記載されていないものに限る。）の交付を受けているものに対し、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証（以下「高齢受給者証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和8年1月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）